

旭川市地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る  
生活困窮者の自立の促進に資することの認定基準

(目的)

第1条 この基準は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）（以下「施行規則」という。）第12条の2の12第1項の規定に基づき、市が行う地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「施行令」という。）第167条の2第1項第3号の規定による認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設との随意契約（以下「随意契約」という。）に際し、当該施設において製作された物品の買入れ又は役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することを認定するため、必要な事項を定めるものとする。

(認定基準)

第2条 施行令第167条の2第1項第3号に規定する認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設のうち、次の各号すべてに該当するものについて、当該施設において製作された物品の買入れ又は役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資するものと認定する。

- (1) 認定生活困窮者就労訓練事業の実施事業所として本市の認定を受けていること。
- (2) 生活困窮者の就労機会の確保等の活動、事業を実践していること。
- (3) 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設において、本市の生活困窮者自立相談支援機関又は福祉事務所があっせんした生活困窮者を受け入れていること。
- (4) 適切な業務遂行能力を有すること。
- (5) 法令違反等、事業者の認定にふさわしくない事実がないこと。
- (6) 公序良俗に反する事業を行っていないこと。
- (7) 旭川市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団等に該当していないこと。
- (8) 旭川市内に事業所を置き、旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿に登載され、市税を滞納していないこと。
- (9) その他、市長が必要と認めた指導に従うこと。

(認定の申請)

第3条 前条の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、認定申請書（様式第1号）に、誓約書（様式第2号）及び必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(認定)

第4条 市長は、前条の規定による認定申請書の提出があつたときは、施行規則第12条の2の12第3項の規定に基づき、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴いた上で、認定の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、施行令第167条の2第1項第3号の規定に係る生活困窮者の自立の促進に資する認定団体（以下「認定団体」という。）として認定をしたと

きは認定通知書（様式第3号）により、認定しないこととしたときは不認定通知書（様式第4号）により、速やかに当該申請者に通知するものとする。

（実態調査）

第5条 市長は、第2条の規定に該当することを確認するために必要と認めるときは、当該申請者を訪問し、現場の確認及び聴き取り等の実態調査を行うことができるものとする。

（認定団体の公表）

第6条 市長は、認定団体の認定を受けた者について、旭川市認定就労訓練事業の随意契約認定団体名簿（様式第5号）を作成し公表するものとする。

（認定事項の変更）

第7条 認定団体の認定を受けた者が、認定事項に変更が生じたときは、速やかに認定事項変更等届（様式第6号）により、市長に届け出なければならない。

（認定の辞退）

第8条 認定団体の認定を受けた者が、認定を辞退するときは、認定辞退届（様式第7号）により、市長に届け出なければならない。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定団体の認定を受けた者について、次のいずれかに該当すると判断したときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定生活困窮者就労訓練事業の認定を辞退したとき又は取り消されたとき。
- (2) 営業を廃止又は休止したとき。
- (3) 申請内容又は添付書類の記載事項を故意に偽ったとき。
- (4) 契約の履行に当たり、不誠実又は不正な行為があったとき。
- (5) 他の認定団体の認定を受けた者が随意契約を締結すること又は随意契約を履行することを妨げたとき。
- (6) 認定生活困窮者就労訓練事業の実施に際し、法律上必要とする資格を有しなくなったとき。
- (7) 旭川市物品購入等競争入札参加資格者名簿から削除されたとき。
- (8) 正当な理由なく、契約を履行しなかったとき。
- (9) その他、事業者の認定にふさわしくないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、認定団体の認定を取り消すこととしたときは、速やかに認定取消通知書（様式第8号）により、当該認定団体に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

（報告）

第10条 認定団体の認定を受けた者は、市長に対し、毎年4月30日までに、その年の3月31日以前の1年間における随意契約に係る生活困窮者就労訓練事業の実施状況等に関し、実績報告書（様式第9号）を提出しなければならない。

2 認定団体の認定を受けた者は、市長から報告の求めがあったときは、速やかに報告を

しなければならない。

(受注要件)

第 11 条 認定団体の認定を受けた者であっても、随意契約を受注する際に、現に生活困窮者を使用していなければ、随意契約を受けることはできないものとする。また、当該随意契約による受注業務において、生活困窮者を使用することを要件とする。

(その他)

第 12 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、令和 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 3 月 2 8 日から施行する。